

令和5年12月12日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月12日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査では、「魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の素案について及び「第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の素案について、執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、税務課所管条例の改正について、障害者相談支援事業に係る消費税について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について、部活動の地域移行について及び魚沼市立保育園等の民間移譲に関する調査について執行部から説明を受け質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 106 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 議案第 108 号 財産の取得について（守門診療所医療情報システム）
- (3) 議案第 109 号 指定管理者の指定について（魚沼市養護老人ホーム南山荘）

2 調査事件

(4) 所管事務調査

- (1) 「魚沼市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の素案について
- (2) 「第 6 期障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」の素案について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・ 税務課所管条例の改正について
 - ・ 障害者相談支援事業に係る消費税について
 - ・ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - ・ 部活動の地域移行について
 - ・ 魚沼市立保育園等の民間移譲に関する調査について

3 日 時 令和 5 年 12 月 12 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、関矢孝夫、高野甲子雄、本田 篤、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、大塚市民福祉部長、吉澤教育委員会事務局長、
戸田市民福祉部副部長、磯部市民課長、大羽賀税務課長、茂野介護福祉課長、
岡部健康増進課長、森山学校教育課長

8 書 記 坂大議会事務局長、大竹主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

星野委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日、議案は 3 件ですが、所管事務調査、その他とそれなりのボリュームございます。本日も活

発な質問をお願いいたします。

まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 106 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

星野委員長 日程第 1、議案第 106 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚市民福祉部長 条例案につきまして、若干補足させていただきたいと思います。本日の委員会の追加資料をお開きください。条例改正に当たりまして、今回、配付するチラシの案になっておりますが、中ほどの国民健康保険税の軽減方法というところに減税となる期間が表示してあります。単胎の場合は出産予定月の前月から予定月の翌々月までの 4 月分、多胎の場合は 6 月分となります。この図が分かりやすいため、参考資料として追加をさせていただきました。補足説明は以上となります。

星野委員長 質疑はありませんか。

大平委員 今ほどの提出資料について少し聞きたいんですけども、4 か月と 6 か月というところで単胎と多胎と区別されております。この期間の措置の根拠は何か示されているのかお聞きします。

大塚市民福祉部長 厚生労働省から示されたもので、全国同じ改正によるものであります。

大平委員 それは分かるんですけども、根拠は何かというのが聞きたいんですが、そこは分かりますか。

磯部市民課長 一般的に産休に入る期間というのが、単胎の場合ですと出産前 6 週、後 8 週、多胎の場合はそれに応じた長い期間がありますから、それに合わせた期間となっております。

大平委員 では、令和 5 年度では 1 月以降が対象となっております。これは後で償還払えばいい話で、そこはなぜ遡らないのか、まずお聞きします。

大塚市民福祉部長 こちらにつきましては、国の法律の改正がこのようになっているところから、こういう取扱いになっております。

大平委員 国が決めたというお答えでしたけれども、やはり令和 5 年度でやっている部分、もう年度も終わりに近くなっていますが、大事な問題なのでこれは後払いも含めて遡ることが必要ではないかなと思います。当局としては遡るということについてどういう考え方をもちなのか、お聞きします。

大塚市民福祉部長 今ほど遡るということのお話がありましたけれども、これは国の法律の改正に合わせた条例改正となっております。それが令和 6 年 1 月からの施行になりますので、それに合わせざるを得ないと考えております。

大平委員 対象の方も今のこの 2 つについては、やはり疑問に思うところがあると思います。今のような説明で納得できる方もいれば、腑に落ちないような方も出てくるかもしれません。やはり丁寧な説明というのは求められるし、大事な制度をせつかくしているの、しっかりとした説明と当事者の方々の御意見も踏まえて対応していただきたいと思います。

もう 1 点、これは年度の途中で急に出してきたものですが、この措置期間というのはずっと続ける考え方なのか、ある程度期間を考えて措置するよう国は示しているのか、知り

得ましたら教えてください。

大塚市民福祉部長 この制度につきましては、特に期間を限定したものではないとなっております。今後、国で制度が変わることがあるのかどうかというのは分かりませんが、これにつきましては特に期間限定ではないということでもあります。

大平委員 最後にします。今委員会でお示しされた中身については、多分これから対象となるような方々にお知らせをしていくと思いますが、この周知方法について何か考えていることがありましたら教えてください。

磯部市民課長 今こちらにお示ししましたチラシ等を、国民健康保険に加入されており出産を控えている方にお知らせしたり、出産育児一時金の申請に来られた方にお渡しするというような方法を考えております。

大平委員 ぜひそのような丁寧な説明と、せっかくなので資料なのでその周知もぜひしていただきたいし、当事者の方々の意見も尊重しながら制度を進めてもらいたい。ホームページには載せますよね。

磯部市民課長 載せる予定でおります。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 106 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 106 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 108 号 財産の取得について(守門診療所医療情報システム)

星野委員長 日程第 2、議案第 108 号 財産の取得について(守門診療所医療情報システム)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚市民福祉部長 12 月 1 日の議会初日の私からの説明の中で、納入期限の説明ができておりませんでしたので、ここで補足したいと思います。当該システムの納入期限は令和 6 年 3 月 1 日であります。説明が不足しておりまして申し訳ありませんでした。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 提案時に説明があったかと思うんですけども、このシステムを導入するには、今も現行で小出病院・堀之内医療センターにもこのシステムが入っていたので、これを守門地域に広げるために随意契約という話がありました。ただ、財務規則を見ると随意契約ができる金額は、財産の買入れは 80 万円までになると規制はされていますけれども、2,000 万円というところかなり高額です。この辺を随意契約にした経緯を、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

大塚市民福祉部長 初日に説明した内容と重複するところがあるかもしれませんが、現在、小出病院と堀之内医療センターにあるシステムに対しまして、新しく守門診療所に整備するシステムは同じシステムでないと、つなぐことができません。どうしても他社では、そこに整備できないというところから、金額につきましては財務規則で定める額よりも大

きいんですけれど、ここしか請け負うことができないということで随意契約に至ったところであります。

関矢委員 既存のソフトが入っている中で、別のソフトで対応はできないというのは分かりました。この場合、こうすると一旦入れた業者から絶対に買わなければならないという形になるんですけれども、財務規則等を見ると随意契約の予定価格の設定をしなさいとあり、それには2社以上の見積りと書いてあります。この見積調書を見ますと、予定価格と見積価格がぴったりですよ。当然1社しか見積りをしていないのだろーと思います。この辺の改善とか、そういうことはできるのかどうか。かなり高額な中で1社見積りとなると、この既存のシステムが入っているから仕方ないという話ではいかがなものかと思えます。その辺の考えをお聞かせ願えますか。

大塚市民福祉部長 確かに、今回はシステムをある意味拡張するという部分でやむを得ないとした我々の判断ではありましたが、システム全体の更新ですとか、そういったところに際しては当然現在の既存システム以外のシステムも併せて検討する必要があるかと思えます。今回のようなケースであっても、同じような別の他社のシステムも当然ありますので、そういったところとの比較ですとか、誰が見てもこれは随意契約するしかないなというところが分かっていたらいいような形で、こちらも事前に精査する必要があると考えております。

関矢委員 最後にします。ここで他社の製品の見積りを取るというのは非常に難しいところがあるかと思うんですけれども、やはりしっかりと裏づけが取れるようなことをしておかないと、市民からこれだけ高いのを1社の見積りだけでオーケーとなると競争原理が働かないようなこともあります。今後その点については、しっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 委員おっしゃるとおりだと私どもも考えております。今回の件もそうですし、今後のこともありますので、今後もしっかりと事前の精査ですとか検証をした上で進めていきたいと考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第108号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第108号 財産の取得について(守門診療所医療情報システム)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市養護老人ホーム南山荘)

星野委員長 日程第3、議案第109号 指定管理者の指定について(魚沼市養護老人ホーム南山荘)を議題とします。ここで委員会条例第18条の規定によって、本田篤委員の退席を求めます。

(本田委員 退席)

執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 109 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 109 号 指定管理者の指定について(魚沼市養護老人ホーム南山荘)は原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで本田篤委員の入場を求めます。

(本田委員 入場)

これで、本委員会に付託されました議案については以上となります。市長からは、ほかに何かございませんか。(なし) 続きまして教育長からほかに何かございませんか。(なし) 委員の皆さんからは、市長に対して何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長に対して何かございませんか。(なし) ないようでしたら、ここで市長及び教育長は公務の都合により退席とさせていただきます。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:17)

(市長及び教育長 退席)

再 開 (10:18)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) 所管事務調査

(1) 「魚沼市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の素案について

星野委員長 日程第 4、所管事務調査についてを議題といたします。まず、(1)「魚沼市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の素案についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 それでは、高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の素案につきまして、前回の委員会では理念・方針等を説明しましたが、今回は素案の内容につきまして介護福祉課長から説明いたします。

茂野介護福祉課長 (資料「魚沼市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の素案」により説明)

来週 18 日に第 5 回の計画策定委員会を、また年明け 1 月から計画のパブリックコメントを予定しており、策定委員会での審議及び市民の皆様からの御意見をいただいた中で精査を行い、計画を決定するものとしております。また、介護保険料につきましては魚沼市介護保険条例に規定をされておるため、2 月議会での上程を予定させていただいております。以上、計画の素案についての説明とさせていただきます。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 第 4 章の施策・事業の展開で、事業実施、今回 8 期と 9 期に分けて特に計画等が述べられております。実績に応じた形で、横並びでスライドした形の計画となっております

が、計画なので横並びというよりは実態に応じた形を取るべきではないかなと思うんですよね。例えば、49 ページに普及啓発型運動器機能向上事業というのがあります。144 回とあり、確かに令和 3 年度と 4 年度の実績というのはそれに近づいていますが、令和 5 年度では大きくダウンしている。どこの事業も、結構大きくダウンしています。原因と分析を掲げていけば、例えば令和 5 年度内で倍以上になるんでしょうね。これは果たして本当に実現可能な計画なのでしょうか。

かと思えば、結構目標を達成している。50 ページの高齢者筋力向上トレーニング事業では、どれも 1,000 回で若干上がっています。ほぼ目標を超過達成しているので、計画はある意味目標ということもあると思うので、同じような形でやっているのも少しどうかと思うんです。

こういう実施については、計画と実績とか絡めてしているんでしょうけど、計画の立て方がどうなっているのか。中身が分かりましたら聞かせてください。

茂野介護福祉課長 今ほどの現状と計画の立て方、個別のそれぞれということではありますけれども、事業のメニューも幅広い内容となっておりますので、それぞれの実情に合わせた積み上げというところで作成しました。これまで 4 回にわたる委員会の審議も踏まえまして、現段階になっておるものであります。確かに御指摘のとおりのところもありますけれども、それに向かっていきたいというところの思いや方向性も踏まえまして、現在の素案としているところであります。

大平委員 特に令和 4 年度と令和 5 年度と比較して、大きく落ち込んでいるところが見受けられます。49 ページなど、まさにそうです。その原因の分析をされて 6 年度・7 年度・8 年度と計画をしているんでしょうけども、ここはちゃんと明らかにする。どれも大事な事業なので、もしその経過と中身が分かりましたら、ぜひ後ほどの委員会で結構でございますので、聞かせてもらえないかなと思います。落ち込みが顕著に見られる事業もありますので、委員会でも承知していたほうがいいかなと思います。いかがですか。

茂野介護福祉課長 今ほど委員、御指摘の令和 5 年度の数値が大きく下がっているところでもありますけれども、5 年度につきましては、夏頃までの数値を反映した見込み値ということで掲載させていただいておるものであります。実績につきましては、また上がるものと考えております。

大平委員 それらを含めて、中身を私たちは知り得ていません。計画を作るプロセスも非常に大事ですので、中身の紹介ができるものがありましたら次回の委員会をお願いします。いかがでしょうか。

茂野介護福祉課長 今の御指摘の部分も含めまして、主立ったものについて整理をさせていただきたいと思います。

関矢委員 先ほどの説明の中で、保険料の段階的設定で当市は第 8 期では 12 段階、第 9 期で 13 段階にするということなんですけれど、どの金額が増えたのか教えていただきたいと思います。

茂野介護福祉課長 8 期において国は 9 段階にしておったところを、きめ細やかにということで市は 12 段階にしています。今回、9 期につきましては、国はどちらかというと高所得者に負担をお願いしたいということで、こちらを細分化したというようであります。

関矢委員 そうすると、8 期の一段階増えたのは、高所得者の細分化が増えたということで

しょうか。

戸田市民福祉部副部長 恐らく 103 ページの一番最後のところで、空欄の部分もありますが 13 段階としてあるんですが、これはまだ仮というか、国が今回 13 段階と示していたので、それをここに仮として書いてあります。今後、報酬改定の数字が出た際は、そういうところを加味しながら国と同じ 13 段階にするのか、もう少し例えば幅広くするのかというところは、今後の検討というところです。ただ、国が示しているのは、もともと 9 段階であった高いほうを細分化するというところが示されております。

関矢委員 そうしますと、国の報酬改定がまだ未定なので保険料が入らないんですけども、先ほど 1 月にパブリックコメントという話がありました。もう一度タイムスケジュールを教えてくださいませんか。

茂野介護福祉課長 来週に第 5 回の策定委員会、また年明けからその 5 回の委員会を受けた案をパブリックコメントに 1 か月ほどかけさせていただきまして、それらを踏まえて、また第 6 回の委員会、それらをもちまして関係条例の一部改正。また、当委員会にもお示しさせていただきたいと考えております。

関矢委員 最後にします。そうしますと、1 月からパブリックコメントなんですけれども、そのときにはこの保険料は入るんですか。

戸田市民福祉部副部長 結論から言いますと、パブリックコメントのときには、ここの保険料の部分は入れないでお出しします。前回もそうだったんですが、まだその部分は決まっておきませんので、その部分は入れない形でのパブリックコメントというところを今回も考えております。

大平委員 今の介護保険料の設定なんですけれども、国が 9 段階から 13 段階で変わり、それに合わせるという話をされました。この各段階の所得金額、基準とでも言いましょうか、ここも国に準じた金額なんですか。それとも魚沼市独自で金額を設定していく形なのか。以前は、最高段階の 9 段階だったかな、結構所得が変わったんじゃないかなと思いついて。ここは魚沼市独自で設定ができるものなのかどうか。確認させてください。

戸田市民福祉部副部長 国は今 13 段階を示していますけれども、それもまだ確定ではございません。魚沼市としても、最後の 103 ページは繰り返しですが、国が今 13 段階という基本を示していたのでここに仮で書いただけで、まだそこを 13 段階にするかどうかはこれからの話です。その内訳の高所得区分といいますか、そこにつきましても独自の部分も前回は可能でしたので、今回も魚沼市でどうするかというのは今後の検討と思っております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

(2)「第 6 期障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」の素案について

星野委員長 次に、(2)「第 6 期障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」の素案についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 それでは、障害者関連の計画の素案につきまして説明いたします。

これまで策定委員会を、こちらは3回開催をしております。3回目は昨日開催が終わりました。前回の本委員会では、介護保険の計画と同じように基本理念等を説明していましたが、今回は素案について説明したいと思います。(資料「第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画素案」により説明)

また、今後のスケジュールにつきましては、先ほどの高齢者計画・介護保険事業計画と同様に1月上旬からパブリックコメントを1か月ほど実施をしまして、またその結果を委員会に報告する予定でございます。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　1点だけ。地域に障害者の雇用だとか、地域で障害者が安心して暮らせるような計画づくりということを考えれば、一般の住民の方々、民間企業の方々、団体の方々、それらの御協力や理解がないと進まないというのが現状だと思います。私はこういう計画の中には、広く一般の人たちへ支援と協力をただ呼びかけるだけではなく、具体的な施策として計画していくのも大事なことだと思います。そこが少し見当たらないのですが、そこら辺の考えと箇所があったら教えてください。

戸田市民福祉部副部長　計画書の24ページの辺りになりますでしょうか。市民への分かりやすい啓発活動ですとか、行事における啓発活動といったところで広報活動講演会、そういったところで普及をしてみたいとあります。今回、障害者週間が12月の中旬にあったんですけども、初めて1階ロビーで障害をお持ちの方の作品展などを今開催中でございます。またそういったところから理解を深めていただきたいというところで考えております。

横山委員　様々な形での計画が、きめ細かく国の法律の下で出てきて、計画が今策定されようということに理解しているのかなと思っています。ただ、今後のことを考えたときに、先ほどの安心して地域で暮らせるまちづくりという、例えば基本目標1があるわけですが、そこには障害者の方もいるし、発達障害の方もいるし、高齢者世帯もいるし、いろんな形で社会がそこにあるわけですね。老人クラブのこともあり。老人クラブに入る人がいなくなった。会費だけ払っているけど。また、会費も払わないし、入らない人もいます。でも、その地域で暮らしている人たちが、高齢者であれ若手であれ、安心して暮らせるまちづくりをするための様々な計画だと私は思っていますが、この計画が計画倒れになりそうところも十分に懸念されると思います。今までやってこられた、例えば先ほどの計画の中にも今までのプラン、さらにこれからしていくんだということで地域の人たちにしっかりとした啓蒙活動であったり、計画だけが先走りしないように中身をしっかりと地域に落とし込んでいく方策を、全体図を見ながら考えていただきたいなと思っています。コミュニティーと関わるとか、自治会と関わるとかというのはずっと書いてあるんですけど、どういう関わり方をしているのかというのが全然地域では見えないんですね。そうすると、社会福祉協議会の皆さんだけに頼るとかじゃなくて、やはり「地域が隣同士で支え合う」という文言を地域で行うためには、市としてはどのようにしていくのかというところをこれから考えてほしいなと思います。計画は計画で、十分これは分かります。でも、計画を立てた人がその計画をすることだけであって、全体が見えてこない。地域はそうではなくて、いろんな人たちがいろんな形で一生懸命頑張っている生活しているので、そこに分かりやすいような何かがあったらいいのかなということ、この計画を見ながら感じていま

す。私の要望というか、意見というか感想です。副部長さんからその辺のところをお願いします。

戸田市民福祉部副部長 先ほどの高齢者福祉計画も、今ほどの障害福祉計画も、数値、これは今後の、介護であれば保険料を決めるとか、障害であれば給付の量ということで、やはり必ず数値というものをどうしても立てる決まりになっております。横山委員がおっしゃられたように一般の方が分かっていたような取組というのが、これまで不足していたと思っております。本庁舎1階の作品展もそうですが、障害者週間に併せて市報うおぬまでカラーページで出しましたが、大きな反響もありました。小さいかもしれませんが、そういった積み重ねで何か皆さんに目に触れていただくような機会というのを、どちらの計画につきましても地域共生社会というところを目的としておりますので、広められるところをまた考えてまいりたいと思っております。

横山委員 先ほどの客観的なデータは、次のいろんな予算であったり、いろんな部分での基礎資料というのは十分に分かります。それぞれの計画は、計画としている中で実態が見えてくるわけですから、それを地域住民がみんなで共有できる部分をしっかりと絞り込む。この部分についてはこの計画が生きているとか、これは私たちの行政であったりそういう役職にある人たちが分かっていたらいいことかなとは思いますが。その辺のところを、これから見える化をしていっていただけると。何しろお年寄りがこれから増えるばかりですので、お互いが支え合うという部分でよろしくお願いしたいと思います。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長 日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思えます。異議ありませんか。(なし) 異議ないようですので、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛てに申出を行うことと決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:57)

再 開 (11:10)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(6) その他

・ 税務課所管条例の改正について

星野委員長 日程第6、その他を議題といたします。まず、税務課所管条例の改正について

を議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長 税務課所管条例の改正についてであります。例年12月に公表されます税制改革大綱に基づいた市の税条例等の改正作業を進めることとしております。本年度につきましては、このほかに2件の条例改正を予定しております。督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理と債権管理条例の改正の2件になります。概要につきましては、税務課長が説明しますのでよろしく申し上げます。

大羽賀税務課長 (資料「税務課所管条例の改正について」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければ質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)異議がないようですので、そのように決定いたしました。

・ 障害者相談支援事業に係る消費税について

星野委員長 次に、障害者相談支援事業に係る消費税についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 本件につきましては、前回の委員会のときに口頭でまず報告させていただきましたが、今回改めて資料を御覧いただきながら再度、説明したいと思います。

(資料「障害者相談支援事業に係る消費税について」により説明)

まだ過年度については、状況を確認中ではありますが、経過報告ということでお話をさせていただきました。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 私、個人的には、これは完全に国のミスリードだと映ります。その点から申し上げますと、副部長が説明された最後のくだりですが、ここは具体的に求めている非課税の範囲ということで、Q&A方式でこうなった場合はこうですよ、これを行った場合はこうですよ、これは違いますよ、という線引きのようなものがあったのか、なかったのか。そこを確認させてもらえますか。なぜなら、消費税を支払っている自治体と、そうでない自治体もある。全部が間違っただけではなくて。厚労省の考え方がちょっとずれているなど感じました。そこら辺はいかがですか。

戸田市民福祉部副部長 私どもの認識とすると、今委員がおっしゃられたQ&Aというような分かりやすい手引きというものはなかったと思っています。ただ、この事業が開始された平成20年の頃にそれがなかったかという、そこまでの確認はまだ取れておりません。そんな状況でございます。

大平委員 県内自治体では説明ですと12の自治体が魚沼市と同様な形になっていて、それ以外は消費税を支払っている。その自治体、すなわち消費税課税分として対応していた自治体の対応については、何か確認を取りましたか。見解の相違というのはあるかもしれないけど、今おっしゃった中身も含めて確認を取ったかどうか。

戸田市民福祉部副部長 課税していた自治体について、どういう根拠で課税としていたかというところについては、まだ確認はしておりません。

大平委員 ぜひそこを確認していただきたい。県の指導が示す中身も曖昧で、後手になっている気がします。これは自治体任せではなく、きちんと線を引くなら線引くと、別々な対

応や不足分を払うような形でやらざるを得ないのは非常によくはないと思うので、ここはやはり国に対してしっかり物を申していかなければならないと私は思います。自治体の確認を取り、不備があるのであれば不備を指摘し、同様なことが起こらないような対応を求めていくのが必要かなと思います。その辺について、お考えがありましたらお聞かせください。

戸田市民福祉部副部長　今現在、ある県内の市が厚労省にも確認を取っているところがございます。私どもも、その情報をまたお聞かせいただく予定となっておりますので、そういったところも含めてその後の対応については考えてまいりたいと思っております。

大平委員　金額的に遡るかどうかというのも非常に大きな問題です。ぜひ次回以降の委員会等で、また状況が分かりましたら報告していただきたいんですが、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　そのようにしたいと考えております。

本田委員　過去に遡及という話がありましたけども、この場合というのは延滞税が発生するものなのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　そのあたりもまた税務署によく確認をしてみたいと思うんですが、先行して過去の分を遡及して予算づけした他県の自治体においては、その延滞分も補正などで盛り込んだというのが出ております。ただ、全部が全部そういった対応をしたかまでは確認が取れておりません。

本田委員　大平委員の質疑の続きになるんですけども、市が誤認したという表現がどうなのかなと、私はやりとりを聞きながら思っていました。どちらかと言うと国も、難解な制度なのにそれに対して指導がなかった。だからこれだけ多くの市が間違えたということなのかと思っています。質疑にはならないですけど、遡及で払うのは良しとして、延滞税というのは違うのかなと思ったりもします。それを当局に投げかけても変な話ですので、委員の皆さんでもその辺の考えを受け止めてもらいたいなと思いました。

関矢委員　確認だけさせてもらいたいんですが、この消費税を市は非課税として事業委託をしたんですよね。ということは、今度は課税だということで、消費税分を事業委託先に払うわけですよね。そして事業委託先が消費税として納税をする。そうすると、今の話になったときに、過去に遡った場合の延滞税というのは受けた事業者が払う形になるのではないかと私は思うんですけども、その確認も取れているんですか。

戸田市民福祉部副部長　過去の延滞税というかそういった部分につきましても、その事業所が払うものと思っております。延滞税を最終的に支払う必要があるのであれば、税務署に確認を取りたいと思っております。

関矢委員　そうしますと、市が誤認をしていたということだと、その事業所に対しての延滞税分は、市の負担があるかなと思います。そうでないと、事業者は大変ですよ。何年遡るか分からないけれど、消費税分は市から課税分としてもらったとしても、余計な消費税申告もあるだろうし、また延滞税が発生すればその分も負担しなければならない。その辺は、やはりしっかりと国等の関係機関と調整をしないと。平成20年頃からと実際何年かなのかもはっきりとしていない。非常に問題になるかと思うんですけども、課税として自治体との話みたいなのはありますか。

戸田市民福祉部副部長　課税としていなかった自治体と、全部ではないんですが電話などでいろいろ情報交換をしているんですが、まだ錯綜しているといえますか、対応について確

定しているというところはあまり聞いておりません。どの自治体もやはり迷走しているんだと思います。また、情報をしっかり共有しながらやってまいりたいと思います。

大平委員 皆さん言っているように大きな問題だと思うので、必要に応じて議会からも物申す形がやっぱり必要ではないかなと思います。その辺、議長、もしお考えがありましたらお聞きしたいです。

星野委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:34)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (11:35)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの案件につきましては推移を見てということで、また何か進展がありましたら報告をいただくということでお願いいたします。本件につきましては、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように決定いたしました。

・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について

星野委員長 次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを議題といたします。それでは執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 (資料「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」により説明)

12事業について、それぞれ評価をいただきまして、そちらについて今回の報告書として議会に報告したものであります。なお、評価結果につきましては、外部評価については今回、外部評価者から改めて評価をいただいた部分でありますけれども、事業の内容につきましては既に事務事業評価で報告済みでありますので、そちらも含めて説明は省略させていただきます、御覧をいただきたいと思います。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければ質疑を終結します。本件については、以上といたします。

・部活動の地域移行について

星野委員長 次に、部活動の地域移行についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 前回の福祉文教委員会で、11月24日に第2回魚沼市地域クラブ活動推進委員会があり、その内容について今回の委員会で報告するという事で申し上げておりました。今回、その内容も含めて、現在の進捗等について学校教育課長から説明をさせていただきます。

森山学校教育課長 それでは、お届けしております資料に基づいて、中学校部活動地域移行

に向けた取組の現状について、説明させていただきたいと思います。今回、きちんと説明をするのは上半期の分ということですが、学校教育課では担当専任の職員2名を置きまして、1名を総括コーディネーター、これは学校教育課の指導主事ということになります。コーディネーターとそれから会計年度任用職員の2名体制で事務を行っております。

(資料「中学校部活動地域移行に向けた取組の現状について」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員　今、小学校6年生の子どもさんは、来春、中学に入ります。2学期には多分、各学校とも中学校を知るために学校に行って、いろいろとしたと思うんですが、そのときは部活動がどのようになっていたのかが気になります。そのときに地域クラブについて、各学校が同じ内容で説明したかどうか。多分3学期になりますと、新1年生を対象にした学校説明会があるかと思うんですが、そのときにはそういう資料をきちんと配って、保護者にきちんと説明できる資料があり、子どもさん方にもその話ができるかどうか。まず最初にそれをお聞きします。

吉澤教育委員会事務局長　まず、2学期に実施した段階では未定の部分が多かったので、恐らく部活動地域移行ということに関しての総論的な話はされたかと思いますが、何部が地域移行し、何部が残り、何曜日に活動するというようなところは、まだその時点ではお知らせができていなかったものと思います。その何部の活動が何曜日で地域移行するか否かみたいなことにつきましては、今時点で固まってきているものについては、3学期の入学説明会の際には新入学生徒には説明をできるように、今、課長が申し上げたような資料を用いて説明したいと考えております。

横山委員　それで2学期のときに、説明を期待していたというか話があるものだと思っていた保護者が「何もなかったよな」というような不安感が募っていたかと思います。3学期のその説明会には、各学校の部活動の設置数であったり人数によって違うかと思いますが、不安感・不信感が募らないようにしっかりとした説明をお願いしたいと思っています。

2つ目なんですが、それを受けてくれる各地域のスポーツ団体でしょうかね。そのところはきちんと決まっているのかどうか、お聞きします。

森山学校教育課長　スポーツ協会、スポーツ少年団等々の同じ種目にある関係の方々とは相談をずっとしてまいりました。それぞれのチームごとに地域クラブができそうだという方々については、活動の中でできるということで今検討を進めているところです。当然、なかなか指導者が見つからない競技・種目等々もあるんですけれども、こちらにつきましては令和6年度においては部活動の形態を維持しながら、子どもたちが選べるようにしていきたいと考えております。

横山委員　各スポーツ少年団であったり協会との連絡連携が取れているとは思いますが、やはりスタート地点で間違わないように。無理せずに、まずスタートするところが私は大事かなと。そして、次に組織を固めていくということで、その辺のところをボタンのかけ違いないようにきちんと説明をしていただきたいと思いますと思っています。

3点目です。次は、地域クラブを受ける、それから移行を受ける団体を一堂に会して、きちんとしたお話をする機会を設けるかどうか。というのは、やはり謝金等々が発生するかと思うんですが、その辺のずれが出ると、後でもめると思います。研修会というか打ち合わせ会議みたいなものがあるかどうかと併せて、それらの謝金等々を今度どのようにして

お支払いしていくのか、事務的な処理はどのようにしていくのか等、お考えがあったらお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長 各競技団体等が集まっての全体的な会の開催予定は、今のところないということであります。謝金、あるいは会計の管理というか経理につきましては、魚沼市教育委員会が認定するクラブの要件というようなことを考えておきまして、そういう規約を定めて経理をちゃんとするところを、地域クラブとして認定したいと考えております。制度的な説明については、あるいはどこかの機会でする必要があると思っておりますけれども、謝金がどうなるかというような辺りについての考え方、予算を伴うものに関しては、実はまだ魚沼市としても公式には出せていない状況であります。それについては、今それをいつ開催できるかということは未定であるという状況であります。

横山委員 まだまだ詰めなければならない内容が多々あるかと思うんですが、今のことをきちんと段取りをしながら、この委員会にまた説明していただきたいと思っております。各地域の皆さんが地域移行を受け、地域クラブをスタートしたときに、うまくスタートが切れる段取りをしないと、ボタンのかけ違いがあると何でこんなことになったのかとなってしまいがちです。子どもたちが次の自分のやりたいことに向けて精いっぱいできるクラブ活動を、大人としてどう基盤整備をするかという視点で、私たちにもその流れをきちんと教えていただきたいなと思っておりますので、それについて、もう一度、教育委員会事務局長からお願いします。

吉澤教育委員会事務局長 先ほど申し上げましたとおり、まだ特に予算を伴うものについては固まっていない部分が多い状況であります。また、令和6年度で全て地域クラブに移行するという種目ばかりではありませんので、その辺の進捗についても引き続き福祉文教委員会で報告をしたいと思っております。

関矢委員 今のことに関連するんですけども、今年度から地域移行している団体があると思うんですが、今現在、把握されていますか。

森山学校教育課長 今年度から国・県の事業に取りかかっておりますが、モデル的には野球の競技は行っております。そのほか、これまでも地域クラブとしての実績のある競技は、幾つかあるということは把握しているつもりです。

関矢委員 野球だとか幾つかしているかと思うんですけど、そのときに今ほど横山委員から話がありました謝金という話が確かあったかと思っております。指導者は出た日にちなんかを日報をつけている形なんですけれども、その後、謝金という話が全然なくなりどうなったんだという話が聞こえてきます。今ほど、まだ方向性が決まっていないということですけども、今年度の謝金はどこかで支払う予定ですか。

森山学校教育課長 今年度の謝金につきましては、支払う予定で今動いております。遅れていまして、申し訳ありません。

関矢委員 それと、今ほど横山委員が言われました、小学校6年生が来年度を心配している中で、今3学期に説明があるという話でした。確かに子どもたちが不安がって、自分たちで部活ができないので市外の団体、また競技クラブに行こうかというような、思案をしているみたいです。早めに、いつそういう説明をするんだということを周知をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

森山学校教育課長 先ほど申し上げました、令和6年度の魚沼市中学校の部活動と地域クラ

ブ活動の案内パンフレットが仕上がりました、これが新入生の説明会と同時期と考えております。また、今回の12月にお配りする広報誌、中学校部活動から地域クラブ活動への中には、ごく簡単ではありますがそれぞれの競技がどのように動くかというところも紹介しているつもりです。12月中にはお手元に届いて、お正月中に家族で考えていただくような、そういう時間は取れるかなとは思っております。

関矢委員 今の広報誌ですけども、配布先が小学生と保護者、それから教職員、スポーツ協会団体とかあるんですけども、やはり指導者とかコーディネーターを募集するのであればホームページ上でも掲載するべきだと思うんですけど、その辺の考えはどうですか。

森山学校教育課長 御指摘いただいたとおりで、すぐ出すのが本来であったんですけども、現在きちんとした中学校部活動というのを魚沼市のホームページ上から検索しやすいように手間をかけてしまったがゆえに遅れてしまっております。12月にはホームページ公開ができるように取り組んでいきたいと思っておりますので、お詫び申し上げます。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)ないようですので、そのように決定いたしました。

・魚沼市立保育園等の民間移譲に関する調査について

星野委員長 次に、魚沼市立保育園等の民間移譲に関する調査についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 (資料「魚沼市公立保育園等の民間移譲に関するサウンディング型市場調査対話結果の公表について」により説明)

今回、応募する法人が1法人のみだったことを、可能性としてどう評価するかということについても、今後、子ども・子育て会議ですとか教育委員会の委員の皆さんの意見も聞きながら引き続き検討したいと考えております。なお、個別再編方針の策定については、今年度末までを目途としているところであります。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 今ほどの説明の中で、個別の再編方針は今年度末までにつくり上げるということによろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長 今年度末を予定しております。

関矢委員 そうしますと、今、サウンディングを出した中で、園の名前は出しませんけれども既存の園を民間移譲できるかということだと、1園ということだと思います。これだけの少子化になったときに、当然再編があると思うんですけども、再編を一緒にしたときに民間移譲ということも考えられると思います。その辺の方向性もあった中で個別再編方針を決定するんですか。

吉澤教育委員会事務局長 今回のサウンディング調査に関しては、現行の公立園を基本的には、現在の規模のまま移譲を受けてくれるところについて、手を挙げてもらったということであり、今後いずれの園もさらに少子化が進んでいくということから、いずれは今の公立園同士の統合というか公立園の閉園ということも考えられます。その場合に、また民間移譲を受ける園があるかどうかというところまでは、今回は調査できていません。一

般的には、複数の園を統合した後の運営法人を探すためのサウンディング調査というのは、それをかなり絞った形でさらに募集するというやり方をしている自治体もあります。もし、そのような段階が来れば、そういうやり方での調査はしたいと思いますけれども、今年度末に策定する個別再編方針では、そこまでは恐らく書ききれないと考えております。

関矢委員 サウンディング調査に参加した一法人の開園が9年の4月以降ということですが、そこに任せるかどうかは別の問題として、要は今言ったように統合だとか、廃園という計画がある程度その辺に間に合うような形でできていかないと、この法人もなかなか出づらいつころがあるかと思えます。やはりそこも並行した中で進めていくべきだと思うんですけども、それについては、いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 今回のサウンディング調査については、一旦ここで終了しております。今回の結果を受けて、民間移譲の可能性があると判断し、本当に法人を公募するという段階になれば、そういうような検討をさらにした上で条件を付して募集をするということになるかと思えます。ただし、そこを見越しての公立の再編、令和9年度までに具体的にそれが示せるかというところは、引き続き検討をしないと難しい面もあります。現行の計画には、そこがないものですから、それについてはまた引き続き、さらに検討が必要と考えております。

星野委員長 ほかにございませんか。

高野委員 魚沼市は地域的に雪と川があります。特に冬の場合はこういうところの寒さと、それと雪の関係で非常に通園が難しくなると思えます。その辺の話は出ていますか。

吉澤教育委員会事務局長 サウンディング調査に参加していただいた法人からは、実際に現地と現園を見てもらっていますので、その地理的な状況は十分に分かった上で手を挙げていただいていると思っております。通園に関しては、今の場所を再編・統合しての新しい園の運営を募集するということではないのが今回のサウンディング調査でしたので、それについては理解をいただいているものと思っております。

高野委員 各地域的な面もあるんですけども、実際の問題として子どもが少なくなっていく中で、保育園の定員が昔のままになっていると思えます。ほかの所と比べても非常に多いので、その辺の話は出ていますか。

吉澤教育委員会事務局長 今回サウンディングで募集した中では、当然、国の配置基準は守ってもらわないといけませんけれども、そこに加配をどうつけるかどうかということについては、法人がどこまで保育に人材を充てられるかということにかかってくると思いますが、今回、市の条件としては国の基準どおりということで、それ以上に条件をつけてはおりません。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) ないようですので、そのように決定いたしました。

このほか、執行部から報告事項等はありませんか。

大塚市民福祉部長 地球温暖化対策実行計画の改定につきまして、1点報告したいと思えます。この計画の改定につきましては、9月定例会の委員会で、改定の概要ですとかスケジュールをお示したところですが、策定作業に遅れが生じていることから今後のスケジュールにつきまして、改めて説明したいと思っております。現在、庁内会議で素案を検

討している段階であります。当初の予定では本委員会への素案の説明ですとか、あとパブリックコメントにつきましては、来年1月中までには行う予定でありましたが、2月にずれ込む見込みとなっております。計画につきましては、当初の予定どおり年度内の成案を目指しておりますので、今後の進捗に応じまして、またこの委員会に報告してまいりたいと考えております。

戸田市民福祉部副部長 前回の委員会で、新年度、福祉では成年後見制度の利用促進をもっと頑張っていきたいというお話を若干させていただきましたが、国のほうで市町村での成年後見制度の中核機関というものの整備が今、求められております。この成年後見制度における中核機関というのは、名前が堅苦しいんですが、成年後見制度の機能を強化するための広報活動ですとか、相談機能、それから利用促進、後見人を支援する機能という4つの機能を果たし、地域連携のネットワークが中核となる仕組みのことであります。来年度、何とか市でもこの中核機関を整備しまして、高齢者ですとか障害者の方の権利擁護拡充に努めてまいりたいと、現在検討を進めているところであります。また委員会でも報告してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) 本日の日程は全て終了しました。委員の皆さんからは、ほかに御意見・御協議事項等はありませんか。

大平委員 それでは、2つ述べさせていただきたいと思います。1点目は、重度障害者についての施設の不足です。これは以前から指摘をされ、言われている部分があります。そういう困難な方々、また当事者の方々の声もあるそうなので、来年度になりますけれども、ぜひ委員会で審議していただきたいということがあります。当然、資料提出も含めてお願いしたいと思っております。

それからもう1点は、私の一般質問の、国保の資格証の件です。滞納世帯との関係から今度も非常にその対応が問われているところだと思うんですけども、やはり一度委員会で皆さんと議論をしていく必要があるのではないかと私は思っています。なぜなら、多分これも自治体によってかなり差がある対応をしていること。今後を考えても少なくとも医療を提供するような形は何とか取れないかなと私自身は思っています。まずは共通認識だとか、そもそも論だとか、そういう一連の制度を当委員会で議論したほうがいいのではないかなと。

これは私の意見です。ぜひそれを踏まえて、少し委員長に取り計らっていただきたいと思っております。以上になります。

星野委員長 今ほどの件について、ほかの委員から御意見はありますか。

関矢委員 所管の委員会ですので、ぜひまた調査ができるのであれば、させていただければと思います。

星野委員長 では今後、今ほどの2点について、こちらの委員会で調査を進めていきたいと思っております。

本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会 (12:18)